

中小企業経営力強化支援法について

平成24年8月6日
中小企業庁

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律(中小企業経営力強化支援法)の概要

※改正対象は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

背景

- 中小企業の経営課題は、多様化・複雑化。財務及び会計等の専門的知識を有する者(既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等)による支援事業を通じ、課題解決の鍵を握る事業計画の策定等を行い、中小企業の経営力を強化することが急務となっている。
- また、内需が減退する中、中小企業が海外展開を行うに当たって、中小企業の海外子会社の資金調達が困難など、資金面での問題が生じている。このため、中小企業が海外で事業活動を行う際の資金調達を円滑化するための措置を講ずることが急務となっている。

法律の概要

- 中小企業の経営力の強化を図るため、① 既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者を認定し※、中小機構によるソフト支援などその活動を後押しするための措置を講ずるとともに、②ものづくり産業のみならず、高付加価値型産業(クールジャパンとしての地域産業資源、農業、コンテンツ産業等)も世界に発信可能な潜在力を有する中で、中小企業の海外展開を促進するため、日本政策金融公庫及び日本貿易保険を活用した中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講ずる。

※ 中小企業の経営状況の分析、事業計画策定及び実施に係る指導・助言を行う者を認定。

措置事項の概要

1. 支援事業の担い手の多様化・活性化

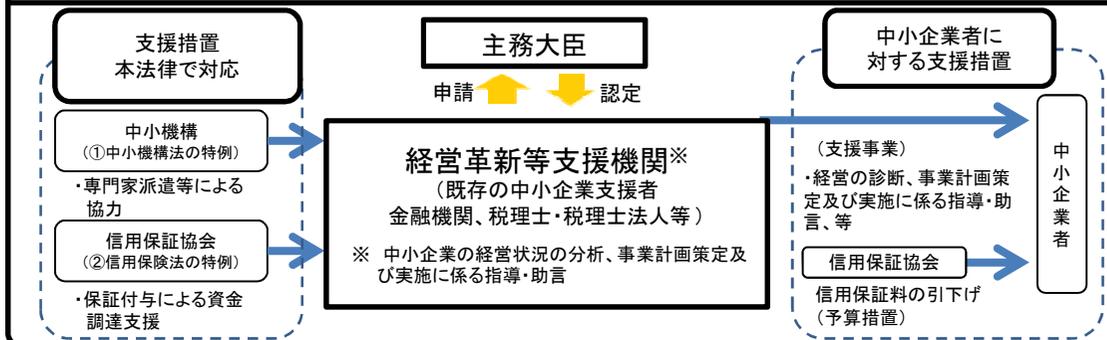
- (1) 既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等の支援事業を行う者の認定を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現する。
- (2) 中小機構の専門家派遣等による協力や保証付与による資金調達支援を通じ、支援事業を支援する。
- (3) これらにより、中小企業は質の高い事業計画を策定することが可能となり、経営力の強化が図られる。

2. 海外展開に伴う資金調達支援

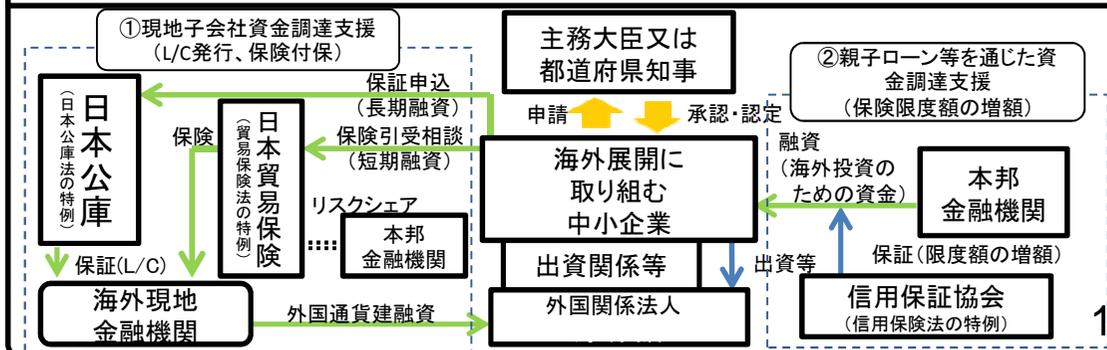
- 承認又は認定を受けた計画に従って事業を行う中小企業者に対し、以下の措置を講じる。
- (1) 日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を拡充し、中小企業の外国関係法人の海外現地金融機関からの資金調達を支援する。
 - (2) 中小企業信用保険の保険限度額を増額し、親子ローン等を通じた海外展開を支援する。国内事業基盤の維持に配慮する。

3. 経営基盤強化計画の廃止

1. 支援事業の担い手の多様化・活性化



2. 海外展開に伴う資金調達支援



中小企業支援事業の担い手の多様化・活性化

問題意識

○中小企業の経営課題の多様化・複雑化

- 内需減退、円高や震災の影響、取引先企業の海外流出、新興国との競争激化、本格的な海外展開、等

○新たな支援事業を行う担い手の登場

- 地域金融機関による支援事業(リレーションシップ・バンキング)など

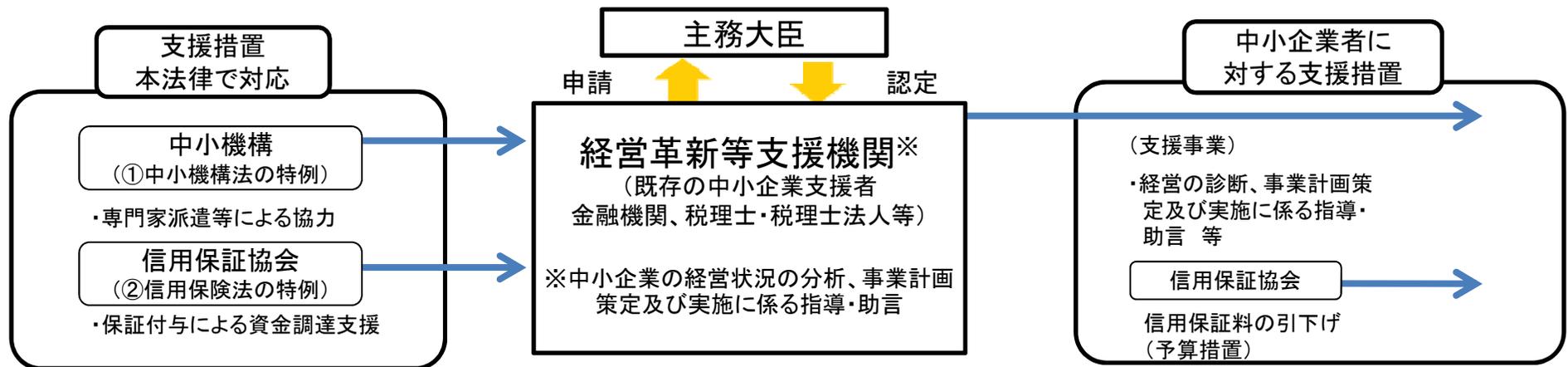
支援措置

1. 中小企業支援事業の担い手の多様化・活性化

- 既存の中小企業支援者に加え、金融機関、税理士・税理士法人等の支援事業を行う者の認定を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現する。

2. 中小企業の支援事業を行う者への支援措置

- 中小機構の専門家派遣等による協力や保証付与による資金調達支援を通じ、中小企業支援事業を支援する。



中小企業に対して「チーム」として専門性の高い支援を行うための体制を整備する。

認定基準に関する考え方について

認定基準に関する考え方

○中小企業の財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定支援・実行支援を適切に実施する観点から認定基準を定める。

具体的な認定基準(案)

1. 税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識を有していること

→ 士業法や個別業法において、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識が求められる国家資格や業の免許・認可を有すること、又は経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与した後、当該計画の承認・認定を3件以上受けていること 等

2. 専門的見地から財務内容等の経営状況の分析等の指導及び助言に一定の実務経験を有すること

→ 経営革新等支援業務に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の中小企業に対する支援事業の実務経験を有していること 等

3. 長期かつ継続的に支援業務を実施するための実施体制を有すること

→ 支援業務を実施するために必要な組織体制(管理組織や人員配置等)や事業基盤(財務状況の健全性や窓口となる拠点等)を有していること。なお、個人の場合、事業基盤を有していること 等

※なお、不適格な者を排除するため、欠格条項のような基準も併せて規定。

(参考)認定支援機関の候補となる機関等

既存の中小企業支援者(商工会、商工会議所、全国中小企業団体中央会、中小企業診断士等)

金融機関、士業関係(税理士、公認会計士、弁護士等)

民間コンサル会社、NPO法人等

認定を受けることによる効果

支援ネットワークの構築

- 既存の中小企業支援者に加え、金融機関、税理士法人等の支援事業を行う者を認定することで、支援の担い手の多様化・活性化を図るとともに、知識や経験のある専門家を活用し、中小企業に対してチームとして専門性の高い支援を行うための体制を整備。
- 地域全体における中小企業に対する支援機能の質が更に高まり、地域の中小企業に対する支援の輪が一層広がることを期待。

認定支援機関等への支援措置

- 技術、知財管理、海外展開等をはじめ様々な分野について、メーカーや商社等の企業実務経験者等の専門家を中小機構から派遣。
- 金融機関等が資金の貸付を行う際の信用保証について、当該金融機関等の経営支援によるリスク低減に伴い保証料が減額される仕組み(0.2%程度を想定)を構築。

※なお、NPO法人等について、中小企業信用保険法の特例措置(中小企業者みなし)を講ずる。

今後の施策における位置づけ

- 認定支援機関には、中小企業施策の情報提供、広報の役割を担っていただくことに加えて、地域ごとに悩みを身近に相談し、解決できる新たな「知識サポート」プラットフォームの仕組みにも位置付けて、中小・小規模企業に対する支援を充実させ、経営力強化を図っていく。